

第1回保育士養成課程等検討会	資料4
平成21年11月16日	

保育士養成課程見直しの経緯

<概要>

保育士養成課程は、昭和23年児発第105号児童家庭局長通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」に示されたものに始まり平成13年厚生省告示第198号によるまで、その間計5回の改定がなされてきた。

○昭和23年児発第105号通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」における養成課程の概要

- ・制度発足当時の保母養成所の学科目及び配当時間数

学 科 目	配当時間数	学 科 目	配当時間数
倫 理	40	グループワーク	40
教育学及び教育心理学	40	自然研究及び社会研究	80
保育理論	160	音 楽	200
児童心理学及び精神衛生学	150	リズム	80
生理学及び保健衛生学	80	遊 戯	80
栄養学	40	お 話	40
育児法	40	絵 画	40
小児病学	40	製 作	40
看護学	40	英 語	40
社会事業一般	40	児童福祉に関する法令	特別講義
ケースワーク	40	計	1,350

(注)他に、保育、育児、看護、教護、栄養、音楽、遊戯、絵画、制作等に関する実習がある

○昭和27年厚生省告示第33号による改定の概要

- ・単位制を導入
- ・専門科目甲類を設置、必修科目とした
(設定87単位、履修87単位)
- ・専門科目乙類を設置、選択科目とした
(設定13単位、履修4科目以上選択・6単位以上)

- ・総設定単位100単位、総履修単位93単位以上
- ・リズム、お話、絵画、製作、英語の科目が生活指導科目として設置された。

○昭和37年厚生省告示第328号による改定の概要

- ・専門科目を6つの系列に分類整理
- ・短大においても保母養成を容易にするため、保母資格取得単位数を削減
(93単位以上→73単位以上)
- ・一般教育科目・体育を設置
(設定14単位、履修14単位)
- ・専門科目甲類
(設定52単位、履修52単位)
- ・専門科目乙類・外国語
(設定28単位、履修4科目以上選択・7単位以上)
- ・総設定単位94単位、総履修単位73単位以上

○昭和45年厚生省告示第352号（厚生省告示第328号第1次改正）による改定の概要

- ・専門科目を、「福祉」、「保育・体育」、「心理」、「保健」、「保育内容」、「基礎技能」の6つの系列に分類整理
- ・保母と幼稚園教諭の同時養成を容易にするため、保母資格取得単位数を削減
(73単位以上→68単位以上)
- ・一般教育科目・体育
(設定14単位、履修14単位)
- ・専門科目甲類
(設定46単位、履修46単位)
- ・専門科目乙類・外国語
(設定30単位、履修5科目以上選択・8単位以上)
- ・総設定単位90単位、総履修単位68単位以上

○平成3年厚生省告示第121号による改定の概要

- ・一般教育科目、外国語及び体育を基礎科目とした。
(設定12単位以上、履修10単位以上)
- ・専門科目甲類を必修科目とし、5つの系列（「保育の本質・目的の理解に関する科目」、「保育の対象の理解に関する科目」、「保育の内容・方法の理解に関する科目」、「基礎技能」、「保育実習」）に分類整理
(設定47単位、履修47単位)
- ・専門科目乙類を選択必修科目とし、5つの系列（必修科目と同じ）に分類整理
(設定5系列全てにわたり8科目以上選択・20単位以上、履修5科目以上選択・11単位以上)
- ・総設定単位79単位以上、総履修単位68単位以上

○平成13年厚生労働省告示第198号による改定の概要

- ・「基礎科目」（外国語、体育等）を「教養科目」に名称を変更

- ・教養科目の設置単位を「12単位以上」から「10単位以上」に、履修単位を「10単位以上」から「8単位以上」に変更。総取得単位数は68単位と変わらず。
- ・必修科目として「家族援助論」を新設。
(家族を取り巻く環境の変化等を踏まえ、保育士に求められる家族援助や保護者支援のスキルを修得する。保育士の役割の拡大に対応)
- ・必修科目として「総合演習」を新設。
(幼稚園教諭免許取得のための教育課程との整合性を確保する)
- ・「障害児保育」を選択必修科目から必修科目へ変更。授業形態も講義から演習へ。単位数は2から1に変更。
- ・「養護内容」を選択必修科目から必修科目へ変更。単位数は2から1に変更。
- ・「小児栄養」の授業形態を「講義・実習」から「演習」に変更。単位数を3から2に変更。
- ・「乳児保育」の授業形態を「講義」から「演習」に変更(より実践力を高める)
- ・「社会福祉Ⅱ」を「社会福祉援助技術」に科目名変更(ソーシャルワーク的機能を学ぶ)
- ・選択必修科目の大綱化
(科目名、系列ごとの単位数等の規定をなくし、系列のみを規定。保育士養成校の特色や自主性を尊重)
- ・保育実習を増設(保育実習ⅡまたはⅢを選択必修とし、実習の機会を増やす)

<保育士養成課程等の改定経過>

年月日	保育士養成課程の改定	関連する保育関係事項
S22. 12. 12 S23. 3. 31		児童福祉法制定 児童福祉法施行令・児童福祉法施行規則制定
S23. 4. 8	厚生省児童局長通知第105号 「保母養成施設の設置及び運営に関する件」 (学科目及び配当時間数の規定21科目1,350時間)	児童福祉施設最低基準制定
S23. 12. 29 S27. 3. 1	厚生省告示第33号による改定 (教員免許法の法制化に伴い、短期大学設置基準に準じた制度に整備・改正。総履修単位93単位以上)	
S37. 9. 26	厚生省告示第328号による改定 (幼稚園教員養成課程との整合性を図る。総履修単位数を93単位から73単位以上に削減)	幼稚園教育要領の制定・施行
S39. 4. 1 S40. 8. 6 S45. 9. 30		保育所保育指針の制定・施行
H1. 4. 1 H2. 4. 1	厚生省告示第352号による改定 (幼稚園教員との同時養成を容易にするため総履修単位を73単位から68単位以上に削減)	幼稚園教育要領の改訂・施行 保育所保育指針の改定・施行

年月日	保育士養成課程の改定	関連する保育関係事項
H 2. 11. 2	中央児童福祉審議会保育対策部会に保母養成検討小委員会設置（以後H3. 3月まで5回にわたり保母養成課程及び保母養成の在り方について検討を行う）	
H 3. 7. 5	厚生省告示第121号による改定（施行はH4. 4. 1）（保育指針改定の内容に対応するとともに教科目を5系列に構造化。総単位数は変わらず68単位以上）	
H 6. 5. 16		児童の権利に関する条約の批准
H10. 4. 1		改正児童福祉法施行（措置による保育所入所を情報提供に基づく選択に変更等）
H11. 4. 1		児童福祉法改正に伴い保母から保育士に名称変更
H11. 4. 1		幼稚園教育要領改訂・施行
H12. 4. 1		保育所保育指針改定・施行
H12. 5. 24		児童虐待の防止等に関する法律制定
H12. 9. 8	保育士養成課程等検討委員会設置（以後H13. 月まで6回にわたり保育指針改定に伴う保育士養成課程を検討）	
H13. 5. 23	厚生労働省告示第198号による改定（施行はH14. 4. 1）（家族援助論の新設、障害児保育の必修等、保育指針改定の内容に対応。総履修単位数は変わらず）	
H13. 11. 30		児童福祉法の改正に伴い保育士資格の法定化。保育士の定義が「専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」とされる。（施行はH15. 11. 29）
H15. 7. 16		次世代育成支援対策推進法制定
H15. 7. 30		少子化社会対策基本法制定
H16. 12. 24		子ども・子育て応援プラン策定
H18. 6. 9		「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園制度の創設。施行は10. 1）

年月日	保育士養成課程の改定	関連する保育関係事項
H18. 12. 22		教育基本法改正（第11条に「幼児期の教育」を規定）
H19. 12. 26		社会保障審議会少子化特別部会設置
H19. 12. 27		「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定
H20. 2. 27		新待機児童ゼロ作戦
H20. 3. 28		保育所保育指針改定（告示化）
H21. 2. 24		幼稚園教育要領改訂
H21. 2. 27	雇児発第0227005通知「指定保育士養成施設指定及び運営の基準について」（改定保育所保育指針の内容を考慮し、教授内容の一部を変更）	少子化特別部会第一次報告「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて」
H21. 4. 1		改定保育所保育指針施行
H21. 11. 16	保育士養成課程等検討会設置（H22. 3月まで検討予定）	改訂幼稚園教育要領施行